

大船渡市まちなか再生計画の認定について

- 岩手県大船渡市から申請があった「まちなか再生計画」について、平成28年2月9日に認定。
- 認定後、まちづくり会社が商業施設等復興整備補助金を活用し、JR大船渡駅東側の新中心市街地の2つの街区に、共同店舗型商業施設を整備。
- ②街区は観光・交流ゾーンとして主に飲食店が出店、⑤街区は日常生活を支える商業業務ゾーンとして小売店、衣料品店、直販店等が出店予定（平成28年度中に開業予定）。

スキームの流れ

①まちなか再生計画の認定
(復興庁・外部評価委員会)

②商業施設等復興整備補助金の交付
(中小企業庁)

③商業施設の建築・入居

④商業施設の運営

大船渡市まちなか再生計画のポイント

1. 土地利用計画

- 震災前の中心市街地を3m～4m程度かさ上げし、JR大船渡線の東側に商業地区を集約(計画区域:約9.9ha)。
- JR大船渡線の西側(山側)に住宅、学校、病院などを配置し、津波に対して命を守り、都市機能を維持できるまちづくりを計画。

2. 公共施設等配置計画

- JR大船渡駅前に、地域の公共交通機能の中心となる駅前広場や、津波避難ビルとしての機能を有する交流施設を配置。

3. 導線計画・駐車場整備計画

- 山側と海側を結ぶ動線を整備し、平常時は山側の住宅地から人を呼び込む機能、災害時は海側から山側への歩行者の避難経路としての機能を果たす。
- 各街区に分散して968台分の駐車場を整備。

4. 商業施設整備計画

- まちづくり会社が、②・⑤街区に共同店舗型商業施設を整備し、個々のテナントに賃貸(賃料は共益費等込みで概ね3,500円～5,000円/月坪)。
(両街区とも、「津波・原子力被災地域雇用創造型創出企業立地補助金」の「商業施設等復興整備補助事業」を活用して整備予定。

- ②街区は主に飲食業、⑤街区は地域住民のための小売・サービス業が出店。
【2街区】・商業施設の建築面積約423坪、整備費5.7億円、鉄骨造

・入居テナント: 飲食等14店舗(うち被災7)

- 【5街区】・商業施設の建築面積約1,082坪、整備費7.35億円、鉄骨造

・入居テナント: 小売店、衣料品店、直販店等16店舗(うち被災10)

- なお、④街区には商店街、⑥街区には大型小売店舗が整備される予定であり、②・⑤街区と合わせて、新中心市街地に商業機能を集積し、にぎわいを創出。**まちなか再生計画区域**

5. 事業実施体制

- 出店者、市、商工会議所、地元金融機関等が出資・設立したまちづくり会社(キャッセン大船渡)が施設を整備・運営。

商業施設整備予定地



店舗配置図

